

|         |   |
|---------|---|
| 徳本貴久局長  | 御起立願います。礼。御着席ください。  |
| 寺井克之会長  | <p>第216回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、立岩地区の西垣委員と神和地区の井上繁人委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>また、地元説明のため、堀江地区の井上徹郎推進委員に御出席を願っています。よろしくをお願いいたします。</p>  |
| 寺井克之会長  | <p>本日は、お手元に配布されております</p> <p>議案書のとおり、第1号～第14号の14件の議案が提出されておりますので、よろしく、御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>   |
| 西山昌宏副主幹 | <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>お手元の買受適格証明に係る審査基準1号～7号までを整理した調査票も併せて御覧ください。</p> <p>この1件は、松山地方裁判所による競売に参加するための申請であります。</p> <p>申請地は、松山市善応寺甲78番1、登記地目は田、現況地目は畑、面積は481平方メートルです。</p> <p>1番、申請人は、農地約70アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、柿の栽培を行うとして、申請地の競売に参加するものです。</p> <p>なお、申請者が最高価買受人となった場合には、改めて3条許可申請が提出されますが、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認められた場合には直ちに許可書を交付させていただきます。その場合には、直近の農業委員会総会にて3条許可の専決処理報告をさせていただきます。</p> <p>また、今後、本物件に関する3条目的の買受適格証明願があった場合は、入札期日の関係から、地元委員の了承を得た上で専決処理し、直近の農業委員会総</p> |

|                |  |
|----------------|--|
| <p>寺井克之会長</p>  | <p>会にて御報告いたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議案第1号につきまして、事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>   |
| <p>寺井克之会長</p>  | <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第5条第1項目的の買受適格証明願について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>   |
| <p>船草康司副主幹</p> | <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件は、先ほど御審議して頂きました、第1号議案1番と同じ農地の民事執行法による競売で、転用目的による参加でございます。</p> <p>本件申請人は、香川県で不動産業を営む法人であります。</p> <p>この度、事業の拡張として、競売地である本申請地を取得し、建売分譲住宅を1棟建築し、販売したいとしております。</p> <p>本申請地は都市計画区域外に位置するため、都市計画法上の開発許可は不要な案件でございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>なお、本件申請者が最高価買受人になった場合には、改めて5条許可申請書が提出されますが、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認められた場合には、直ちに許可相当との意見を付して、愛媛県に送付させていただきますので御了承ください。</p> <p>その場合には、直近の農業委員会総会にて5条許可の専決処理報告をさせていただきます。</p> |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>また、今後、本物件に関する5条目的の買受適格証明願いがあった場合は、入札期日の関係から、地元委員の了承を得たうえで専決処理し、直近の農業委員会総会にて御報告いたします。</p> <p>以上でございます。</p>  |
| 寺井克之会長  | <p>議案第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>   |
| 寺井克之会長  | <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。</p> <p>直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第3号～第7号までを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>  |
| 西山昌宏副主幹 | <p>それでは、第3号議案から御報告いたします。</p> <p>5条転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が、申入れを行い、合意解約が成立し、解約と同時に5条届出により、転用するものでございます。</p> <p>離作補償を支払うとしております。</p> <p>2番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が、申入れを行い、合意解約が成立し、解約と同時に5条届出により、転用するものでございます。</p> <p>離作補償を支払うとしております。</p> <p>続きまして、議案第4号と議案第5号を御報告いたします。</p> <p>令和3年11月26日～令和3年12月25日までに専決処理した案件は4条届出が1件、5条届出が19件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> |

これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案第6号を御報告いたします。

1番、本件は、農地法により、平成23年3月6日に設定された賃借権でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。

離作補償は無いとしております。

2番、本件は、強化促進法により、平成29年6月1日に設定された賃借権でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後、恵原町甲926番の農地は、強化促進法により、第三者に所有権を移転するとし、他2筆は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。

離作補償は無いとしております。

3番、本件は、残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。

離作補償を支払うとしております。

4番、本件は、強化促進法により、平成30年1月1日または、令和3年1月1日に設定された賃借権でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。

離作補償は無いとしております。

5番、本件は、残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、新たに、第三者に貸すこととしております。

離作補償は無いとしております。

続きまして、第7号議案を御報告いたします。

1番～3番は、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。

本件は、平成31年2月8日付け、第179回総会で許可となった農地法第3条許可による賃借権設定と所有権移転です。

議案記載の内容にて許可取消願いが提出されたため、内容を確認した上、専決処理させていただきましたので、御報告いたします。

以上でございます。

|         |   |
|---------|---|
| 寺井克之会長  | <p>議案第3号～第7号につきまして、事務局の説明が終わりました。<br/>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>  |
| 寺井克之会長  | <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。<br/>次に、議案第8号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。<br/>事務局から説明をいたします。</p>   |
| 西山昌宏副主幹 | <p>お手元に審査基準1号～7号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、譲受人は、農地約232アールを耕作する農家でございます。<br/>この度、自宅に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>2番、譲受人は、農地約185アールを耕作する農家でございます。<br/>この度、東方町甲1828番1の農地を小作地解放にて取得すると共に、東方町甲1772番1の農地も譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>3番、譲受人は、農地約109アールを耕作する農家でございます。<br/>この度、自宅に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 寺井克之会長  | <p>議案第8号につきまして、事務局の説明が終わりました。<br/>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>  |

|         |  |
|---------|--|
| 寺井克之会長  | <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号、「農地法第4条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>  |
| 船草康司副主幹 | <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、農地約30アールを耕作する農業者であります。</p> <p>昭和54年頃より、農地法の許可を得ず本申請地を、農家住宅の敷地として拡張し住宅の一部として利用していたもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は伊予鉄平井駅よりおおむね500メートル以内にあることから第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、3番、4番は申請取下げとなっております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 寺井克之会長  | <p>議案第9号につきまして、事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>  |
| 寺井克之会長  | <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。</p> <p>直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第10号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>  |
| 船草康司副主幹 | <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、建設業を主な業務とする自営業者です。</p> <p>事業量の増加に伴い、既存の資材置場が手狭で、業務に支障をきたしていることから、この度、本申請地を取得し、砂利・真砂土・建築建材等の露天資材置場</p>  |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>として利用したいとして申請に及んだものであります。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>  |
| 寺井克之会長 | <p>議案第10号につきまして、事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>   |
| 寺井克之会長 | <p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。</p> <p>直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第11号、「令和3年度第10号農用地利用集積計画」について議題とします。</p> <p>御審議をいただく前に、お願いがございます。</p> <p>1番は、久米地区の戒能委員が譲受人の案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままで結構ですので、退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をいたします。</p> |
| 住田英俊主幹 | <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日の案件22件の内、使用貸借権の設定は19筆、賃借権の設定は7筆、所有権移転が27筆で、設定総面積は、5万2,831.87平方メートルです。</p> <p>その内訳は、新規が10筆、更新が16筆、売買が23筆、贈与が4筆となっております。</p> <p>番号1の譲受人は、約59アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号6、番号7の譲受人は、約46アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を</p>  |

設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号8の譲受人は、約12アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号13の譲受人は、約127アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号14の譲受人は、約170アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号15の譲受人は、約200アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号16の譲受人は、約272アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号17の譲受人は、約109アールを耕作する農業者で、田畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号18、番号19の譲受人は、約165アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号20の譲受人は、約137アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号21の譲受人は、約70アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号22の譲受人は、約155アールを耕作する農地所有適格法人で、畑と樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告日は、令和4年1月18日となっております。

以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

寺井克之会長

議案第11号につきまして、事務局の説明が終わりました。

本件について御異議等ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

|        |  |
|--------|--|
| 寺井克之会長 | <p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第12号、「農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について」を議題といたします。</p> <p>御審議をいただく前に、お願いがございます。</p> <p>1番は、興居島地区の青井委員と関連する法人が、譲受人となる案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままで結構ですので、退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をいたします。</p>   |
| 住田英俊主幹 | <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>今回意見を求められた案件は3件で、移転する農地は30筆、総面積は、2万7,344平方メートルでございます。</p> <p>番号2、番号3については、農地中間管理機構関連整備事業により圃場整備が行われ、新たな借り受け人に、権利の移転を行うものです。</p> <p>なお、備考欄には、換地による変更予定の仮地番と面積を記載しています。</p> <p>今後、この配分計画案を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用配分計画を決定した後に、愛媛県がこれを認可し、公告することが予定されています。</p> <p>権利の開始は、令和4年3月1日の予定です。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 寺井克之会長 | <p>議案第12号につきまして、事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>  |
| 寺井克之会長 | <p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第13号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。</p>  |

|                |  |
|----------------|--|
| <p>西山昌宏副主幹</p> | <p>事務局から説明をいたします。</p> <p>それでは、御報告いたします。</p> <p>令和3年11月26日～12月25日までに専決処理した案件は21件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>  |
| <p>寺井克之会長</p>  | <p>議案第13号につきまして、事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>   |
| <p>寺井克之会長</p>  | <p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第14号、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の『農地』に該当するか否かの判断について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>  |
| <p>住田英俊主幹</p>  | <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日御審議いただく案件は、1件でございます。</p> <p>番号1は、堀江地区となっておりますので、私から状況を御説明させていただいた後、対象地の管轄の委員から補足説明をいただきまして、議案書に記載している対象地が農地に該当するか否かについての御審議をお願いします。</p> <p>番号1は、令和3年11月22日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地の判断を依頼してきたものです。</p> <p>対象地は、農振農用地区域内農地、いわゆる青地農地であり、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになり</p> |

|          |  |
|----------|--|
|          | <p>ました。</p> <p>お手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、御覧ください。</p> <p>令和3年11月30日に所在地である堀江地区の井上徹郎推進委員、潮見地区の寺井委員と宮内推進委員、久枝地区の渡部孝志委員に事務局職員も同行して、現地確認を実施しました。</p> <p>1～3ページは、対象地を記載した地図の写しです。</p> <p>4、5ページは、公図の写しです。</p> <p>6ページは、令和3年11月30日に現地調査した際に対象地を撮影した写真です。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p> |
| 寺井克之会長   | <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員からの補足説明をお願いいたします。</p> <p>所在地が堀江地区でありますので井上徹郎推進委員から説明をお願いします。</p>   |
| 井上徹郎推進委員 | <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>令和3年11月30日に、私と寺井会長、渡部孝志委員、宮内推進委員、事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、堀江地区の福角町で、申し出のあった土地は、福角町乙371番1ほか1筆です。</p> <p>現地は、何年も耕作されておらず、雑木が密集して生えて、周辺の山林と一体化している状態でした。</p> <p>そのため、農地として復元することが極めて困難であると考えられることから、農地性はないと地元では判断しました。</p> <p>御審議のほどよろしくお願い致します。</p>                            |
| 寺井克之会長   | <p>地元委員からの説明が終わりました。</p> <p>番号1は、井上推進委員からの説明のとおり、福角町乙371番1外1筆は、「非農地」という判断で御異議等ございませんか。</p>   |

|               |   |
|---------------|---|
| <p>寺井克之会長</p> | <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案 14 件の審議は、全て終了いたしました。</p> <p>次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。</p>  |
| <p>住田英俊主幹</p> | <p>一点、皆様にご覧がございませう。</p> <p>コロナウイルス感染者の最新の状況ですが、昨日の検査結果で 53 名の感染者が確認されております。</p> <p>なお、感染者の急激な増加により、愛媛県では 1 月 8 日から「感染警戒レベル」を感染縮小期から感染警戒期に引き上げており、これを受け松山市においても、オミクロン株への感染対策の徹底について、市民と事業者の皆様にご要請を行っている状況です。</p> <p>委員の皆様におかれましても体調にご留意いただき、委員活動に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。</p> |
| <p>住田英俊主幹</p> | <p>それでは、次回の総会の日程についてです。</p> <p>来月の第 217 回総会は、2 月 10 日木曜日の午前 10 時 30 分からこちらの会議室で開催する予定です。</p> <p>よろしくご願ひいたします。</p> <p>連絡事項は、以上です。</p>  |
| <p>寺井克之会長</p> | <p>以上をもちまして、本日の第 216 回総会を閉会します。</p>   |
| <p>徳本貴久局長</p> | <p>御起立願ひませう。礼。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午前 10 時 55 分閉会</p>   |